

資 料 提 供
令和7年3月28日
課 名：食品生活衛生課
担 当 者：湯藤
内 線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概 要

令和7年3月25日（火）10時30分、廿日市市内の旅館から西部保健所に「3月22日（土）昼に催された結婚披露宴に参加した60名のうち10名程度が、嘔吐・下痢等の症状を呈している。」との連絡があった。

西部保健所の調査の結果、当該披露宴の参加者60名中12名が下痢・発熱等の症状を呈しており、有症者に共通する食事は当該施設が調理提供した食事に限られていること、有症者2名の便からノロウイルスが検出されたこと、有症者の発症状況がノロウイルスによる食中毒と一致していること、感染症を疑う事象が認められないこと及び有症者を診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、同保健所は当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と判断し、本日16時49分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

なお、当該施設は3月27日（木）の13時から、原因となった調理場の使用を自粛している。

また、3月22日から3月23日にかけて当該旅館に宿泊し、披露宴の食事と同じ調理場で調理された食事を喫食した84名中16名が有症者と判明していることから、現在、継続調査中である。

2 発 生 日 時 令和7年3月23日（日）正午（最初の患者の発症日時）

3 有 症 者 数 等 12名（男8名、女4名）（10歳未満～50歳代）

4 主 症 状 下痢、発熱、嘔吐

5 原因施設

- (1) 名 称 錦水館
- (2) 営 業 者 株式会社錦水館 代表取締役 武内 智弘
- (3) 業 種 飲食店営業3類
- (4) 所 在 地 廿日市市宮島町1133番地

6 原因食品 令和7年3月22日（土）昼に提供された食事

7 病因物質 ノロウイルス

8 西部保健所の対応

- (1) 施設の立入調査
- (2) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
- (3) 検体（有症者便、調理従事者便）の採取及び検査
- (4) 営業禁止処分（3月28日（金）16時49分）

《 報道機関へのお願い 》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。
特に、冬場にはノロウイルスによる食中毒が多発し、大規模な食中毒になりやすい傾向がありますので、食品を取り扱う際の健康管理や、手洗いの徹底等について、より一層の注意が必要です。